

生	00	02	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生 企 第 5 4 号
(人安、地域、刑企、捜一、鑑識)
令 和 5 年 5 月 1 1 日

生活安全企画課長
人身安全対策課長
地 域 課 長
刑事企画課長 殿
捜査第一課長
鑑 識 課 長
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

痴漢事犯対策の更なる推進について

令和5年3月30日に開催された痴漢対策に関する関係府省連絡会議において、別添「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」(以下「パッケージ」という。)が決定され、痴漢対策を進める上での基本認識が示されるとともに、痴漢対策に関して今後関係機関が一体となって実施すべき取組が取りまとめられた。

各位にあっては、パッケージの趣旨及びその内容を踏まえ、下記のとおり痴漢事犯の撲滅に向けた対策を強力に推進されたい。

なお、「電車内等における痴漢対策の推進について」(令和3年4月16日付け少安第51号)は廃止する。

記

1 体制の整備

(1) 痴漢事犯対策統括官の指定

痴漢事犯対策に係る専門的知見を有する生活安全部管理官を痴漢事犯対策統括官に指定する。

(2) 痴漢事犯対策統括官の任務

痴漢事犯対策統括官は、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 痴漢事犯の発生実態の分析の統括

イ 痴漢事犯の取締りの統括

ウ 警察署における痴漢事犯捜査の適切な実施を確保するための指揮、指導、調整等

エ 痴漢事犯対策に関する教養の統括

オ 痴漢被害防止に係る広報・啓発活動、相談窓口の周知等の統括

カ 関係機関との連携の統括

キ その他痴漢事犯対策を適切に推進するために必要な事項

2 取締りの強化

管内の痴漢事犯の発生実態を的確に分析し、被害が多発する場所、路線及び時間帯を中心による撃捜査・私服警戒を強化するなど重点的な取締りをより一層強化すること。

また、同行警乗による取締り、必要に応じた捜査員の集中運用などを積極的に行うことで、現行犯的な検挙に重点を置いた施策を推進すること。

平素から鉄道事業者に対し、事件発生時の迅速な通報はもとより、被疑者、目撃者等の確保、目撃者及び逮捕協力者を留め置きできない場合の連絡先の確認等について協力を要請するなど捜査活動への協力体制を構築すること。

3 証拠保全の徹底

痴漢事犯は、目撃者の供述を得ることや物的証拠を確保することが困難であることから、被疑者を検挙し事案の真相を明らかにするためには、早期に証拠保全を図ることが重要である。

そのため、認知時は、早期の現場臨場による目撃者の確保、実況見分の実施等の証拠保全を徹底するとともに、供述の裏付け捜査、防犯カメラ映像や微物等の客観的証拠の収集及び鑑定等を確実に実施すること。

4 捜査における被害者の負担軽減

被害者が事情聴取等の手続において受ける精神的、時間的負担を少しでも軽減するよう取り組み、「二次的被害」を防止することが重要である。

そこで、捜査における被害者の負担を軽減し、「二次的被害」を防止するため、「捜査員のための被害者等対応要領の制定について」（令和5年4月19日付け刑企第2号）に則り適切な対応に努めるとともに、特に以下の事項を徹底すること。

(1) 警察における捜査の流れの周知

被害者が痴漢被害を申告しやすい環境を整備する観点から、警察に被害の届出をした後の警察における捜査の流れについて周知すること。

被害の届出を受理する際には、被害者に対し各手続の必要性を丁寧に説明すること。

(2) 被害者の呼出しにおける留意事項

警察が被害者を呼び出すことにより、被害者は日常生活に影響を受けることを常に念頭に置き、被害者の精神的、物理的負担を少しでも軽減するよう配慮しなければならない。

被害者の協力が必要な場合は、時間や場所の選定に、可能な限り被害者の都合を考慮し、その意向を尊重するとともに、呼出しの目的を明確に説明し、呼出しの時間・場所及び担当者を確実に伝達すること。

(3) 事情聴取を行う捜査員の適切な選定

被害の届出を受理する際には、対応する捜査員の性別に関する希望を確認すること。

被害者が、自らの被害状況を再び想起することは、極めて大きな精神的負担を伴うものであることから、複数の捜査員が同じ事項を繰り返し聴取することのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。

(4) 事情聴取における留意事項

被害者への事情聴取に際しては、適切な聴取場所を選定するなど、被害者のプライ

バシーを確保して行うこと。

被害者の服装等に関する不用意な言動その他被害者側に落ち度があったのではないかなどと捉えられかねない言動は厳に慎むこと。

(5) 実況見分等における留意事項

痴漢事犯捜査において、被害状況を明らかにするために、実況見分等を実施する場合があるが、被害者にとって、被害に遭った現場を確認したり、被害時の状況を説明したりすることは、大きな精神的負担を伴う。そのため、実況見分等を実施する場合には、その必要性を被害者に丁寧に説明するとともに、被害者のプライバシーの保護や被害者の体調等に十分配慮して行うこと。

被害者を立会人とした再現見分の実施の可否や実施範囲の判断に当たっては、被害者の精神的負担の軽減や二次的被害の防止にも配慮し、その必要性の有無や再現を実施する場面等について十分に検討すること。

また、再現見分の実施に当たっては、警察官等が被害者の代役となって実施することとし、被害者本人に被害者役を行わせないこと。その際、原則として、被害者を写真撮影することはせず、被害状況の再現が被害者の指示説明に基づいて実施されたことを供述調書に録取するなどして明らかにしておくこと。

(6) 職員に対する指導教養の徹底

痴漢事犯は、夜間・休日を問わず相談や届出がなされる場合もあり、痴漢事犯の捜査を担当する警察官のみならず、地域部門の警察官を始め様々な警察職員がその対応に当たる可能性がある。このため、痴漢事犯への対応に当たることが想定される警察職員に対し、様々な機会を利用して広く指導教養を行うこと。

(7) 被害者支援に関する情報提供

被害者に対し、被害者の手引を活用するなどして、刑事手続や法的救済措置、犯罪被害者等支援制度等に関する適切な情報提供を行うこと。

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」のほか、青森県公安委員会が指定した「公益社団法人あおもり被害者支援センター」（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条）等の被害者支援団体と連携の上、当該団体に関する情報を必要に応じて被害者に教示すること。

5 広報・啓発活動の推進

(1) 鉄道事業者等と連携した広報・啓発活動の推進

電車内の痴漢の発生実態や予防の効果が期待できる時期に合わせた鉄道事業者等と協働したキャンペーン等を実施するなど広報・啓発活動を推進すること。

また、鉄道事業者により推進されている駅構内等の警戒、電車内アナウンス等について着実な実践とその拡大に向けて継続した働きかけを行い、鉄道事業者との連携を強化すること。

(2) 学校等における広報・啓発活動の推進

学校、企業等と連携し、学校におけるイベントやオリエンテーション、防犯教室等の機会を利用して、痴漢被害防止に係る広報・啓発活動を推進すること。

(3) 各種広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進

県警察のウェブサイト、SNS等各種広報媒体を活用して、痴漢の発生実態や痴漢

被害防止に係る警察の取組、相談窓口等について周知するなど広報・啓発を推進するとともに、青森県警察防犯アプリ「まもリン」の普及を図ること。

(4) 広報・啓発活動の内容に関する留意事項

広報・啓発の実施に当たっては、防犯教室等の機会を通じ、児童生徒等の声を聴取するなどして、より効果的な内容とするよう努めること。また、被害者や目撃者を対象とした内容に加え、痴漢は犯罪である旨を明示するなど、加害者が痴漢事犯を敢行することを思い留まらせるような内容についても盛り込むこと。

(5) 生活安全企画課への報告

上記(1)から(3)までに関係する痴漢撲滅に向けた施策を講じた場合は、生活安全企画課に報告すること。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係